

議案第 号

岡谷市公民館条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和4年 月 日提出

岡谷市長 今 井 竜 五

理 由

公民館への冷暖房設備の設置に伴い、改正いたしたい。

岡谷市公民館条例の一部を改正する条例

岡谷市公民館条例（昭和39年岡谷市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表備考1を次のように改める。

- 1 冷房及び暖房の設備並びに実習室を使用して料理のため電気、ガス、水道等を使用した場合は、上記使用料のほか実費相当額を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岡谷市公民館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係るものから適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

岡谷市公民館条例（昭和39年岡谷市条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="327 416 577 448">○岡谷市公民館条例</p> <p data-bbox="837 472 1104 504">昭和39年5月16日</p> <p data-bbox="945 523 1104 555">条例第24号</p> <p data-bbox="237 576 461 608">別表（第6条関係）</p> <p data-bbox="237 628 297 660">備考</p> <p data-bbox="237 679 1093 799">1 暖房又は湯沸用の燃料を使用し、及び実習室を使用して料理のため電気、ガス又は水道を使用した場合は、上記使用料のほか実費相当額を徴収する。</p>	<p data-bbox="1223 416 1473 448">○岡谷市公民館条例</p> <p data-bbox="1729 472 1995 504">昭和39年5月16日</p> <p data-bbox="1836 523 1995 555">条例第24号</p> <p data-bbox="1133 576 1357 608">別表（第6条関係）</p> <p data-bbox="1133 628 1193 660">備考</p> <p data-bbox="1133 679 2002 754">1 <u>冷房及び暖房の設備並びに</u>実習室を使用して料理のため電気、ガス、水道等を使用した場合は、上記使用料のほか実費相当額を徴収する。</p>